

沖縄県教育委員会の財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅
貯蓄事務取扱要領

制定 平成5年7月2日教育長決裁
(最終改正 平成25年3月25日)

(通 則)

第1条 沖縄県教育委員会の所管に属する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（臨時的任用職員及び日々雇用職員を除く。）（以下「職員」という。）に係る勤労者財産形成貯蓄（以下「財形貯蓄」という。）、勤労者財産形成年金貯蓄（以下「財形年金貯蓄」という。）及び勤労者財産形成住宅貯蓄（以下「財形住宅貯蓄」という。）事務の取扱いについては、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）（以下「法」という。）及びその他の関係法令の定めによるほか、この要領により処理するものとする。

(事務の所掌)

第2条 職員に係る財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄（以下「財形貯蓄等」という。）の取扱いに関する事務は、教育庁学校人事課（以下「学校人事課」という。）が所掌するものとする。

(取扱金融機関)

第3条 職員が財形貯蓄等について契約のできる金融機関は、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）と財形貯蓄等の事務取扱いに関する覚書をと리카わしたものと
する。

(幹事金融機関)

第4条 財形貯蓄等の事務の円滑な運営を図るため、教育長は、前条の取扱金融機関のうちから、幹事金融機関を選定するものとする。

2 幹事金融機関は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 学校人事課から取扱金融機関へ送付すべき書類を配布すること。
- (2) 預貯金へ預け入れるべき金額として、払込のある金銭を受領するとともに、取扱金融機関の預金口座に振込みを行うこと。
- (3) その他必要な書類の取りつぎ及び連絡事項の伝達等を行うこと。

(契約の範囲)

第5条 財形貯蓄等の契約は、職員1人について1金融機関に限るものとし、かつ、財形貯蓄等の種類ごとにそれぞれ1件とする。

(財形貯蓄等の申込等)

第6条 法第6条の規定に基づく財形貯蓄契約、財形年金貯蓄契約及び財形住宅貯蓄契約(以下「財形貯蓄契約等」という。)を締結しようとする職員は、次の各号に掲げる書類を作成し、取扱金融機関に提出するものとする。

(1) 財形貯蓄の場合

- | | |
|----------------|----|
| イ 財形貯蓄申込書 | 1通 |
| ロ 財形貯蓄控除預入等依頼書 | 1通 |

(2) 財形年金貯蓄の場合

- | | |
|------------------|----|
| イ 財形年金貯蓄申込書 | 1通 |
| ロ 財形年金貯蓄控除預入等依頼書 | 1通 |
| ハ 財形非課税年金貯蓄申込書 | 1通 |
| ニ 財形非課税年金貯蓄申告書 | 2通 |

(3) 財形住宅貯蓄の場合

- | | |
|------------------|----|
| イ 財形住宅貯蓄申込書 | 1通 |
| ロ 財形住宅貯蓄控除預入等依頼書 | 1通 |
| ハ 財形非課税住宅貯蓄申込書 | 1通 |
| ニ 財形非課税住宅貯蓄申告書 | 2通 |

2 財形貯蓄契約等の申込は、毎年6月1日から6月10日の間に行うものとする。

3 貯蓄者に係る給与からの控除開始は、申込のあった月の翌月から行うものとする。

(預け入れの額)

第7条 毎月の給与から控除する預け入れの金額は、1,000円の整数倍で定額とする。ただし、6月及び12月の期末手当の支給月に限り、毎月の定額のほかに1,000円の整数倍の額を預け入れることができる。

(預入金の払込方法)

第8条 財形貯蓄契約等を締結した貯蓄者の預け入れは、第6条の規定に基づき、給与管理者が給与の支給日に支給される貯蓄者の給与から、預貯金として預け入れすべき金額を控除し、貯蓄者に代わって幹事金融機関の指定する預金口座に振り込む方法により行うものとする。

(預貯金額の変更)

第9条 預貯金の額を変更しようとする貯蓄者は、次の各号に掲げる書類を作成し、毎年6月1日から6月10日の間に取扱金融機関へ提出するものとする。

(1) 財形貯蓄の場合

- | | |
|----------------|----|
| イ 財形貯蓄預入金変更申込書 | 1通 |
| ロ 財形貯蓄預入金変更依頼書 | 1通 |

(2) 財形年金貯蓄の場合

- | | |
|------------------|----|
| イ 財形年金貯蓄預入金変更申込書 | 1通 |
| ロ 財形年金貯蓄預入金変更依頼書 | 1通 |

(3) 財形住宅貯蓄の場合

- | | |
|------------------|----|
| イ 財形住宅貯蓄預入金変更申込書 | 1通 |
| ロ 財形住宅貯蓄預入金変更依頼書 | 1通 |

2 控除額の変更を認められた貯蓄者に係る変更後の控除開始は、変更申込みのあった月の翌日から行うものとする。

(住所及び氏名等の変更)

第10条 貯蓄者は、住所・氏名及び届出印の変更があった場合には、財形非課税年金貯蓄異動申告書及び財形非課税住宅貯蓄異動申告書2通を作成して、取扱金融機関へ提出するものとする。

(預け入れの中断及び復活)

第11条 預け入れの中断は原則として認めないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、2年以内の期間に限り預け入れを中断することができる。

- (1) 無給休職等により給与の支給が受けられなくなったとき。
- (2) 貯蓄者又は、扶養親族の疾病、負傷等により著しく生計が困難となったとき。

2 前項第1号による中断は、その事由の発令をもってこれを行う。

3 預け入れの中断を希望する貯蓄者は、次に掲げる書類を作成し、中断する月の前月の10日までに取扱金融機関に提出するものとする。

- (1) 財形貯蓄の場合
 - イ 財形貯蓄中断申込書 1通
 - ロ 財形貯蓄中断依頼書 1通
- (2) 財形年金貯蓄の場合
 - イ 財形年金貯蓄中断申込書 1通
 - ロ 財形年金貯蓄中断申込書 1通
- (3) 財形住宅貯蓄の場合
 - イ 財形住宅貯蓄中断申込書 1通
 - ロ 財形住宅貯蓄中断申込書 1通

4 前3項の規定により、中断をした貯蓄者が預け入れを復活しようとするときは、次に掲げる書類を作成し、復活する月の前月の10日までに取扱金融機関に提出するものとする。

- (1) 財形貯蓄の場合
 - イ 財形貯蓄復活申込書 1通
 - ロ 財形貯蓄復活依頼書 1通
- (2) 財形年金貯蓄の場合
 - イ 財形年金貯蓄復活申込書 1通
 - ロ 財形年金貯蓄復活依頼書 1通
- (3) 財形住宅貯蓄の場合
 - イ 財形住宅貯蓄復活申込書 1通
 - ロ 財形住宅貯蓄復活依頼書 1通

(財形貯蓄契約等の解約等)

第12条 貯蓄者が財形貯蓄契約等を解約しようとするときには、次に掲げる書類を作成し、解約する月の前月の10日までに取扱金融機関に提出するものとする。

- (1) 財形貯蓄の場合
 - イ 財形貯蓄解約申込書 1通
 - ロ 財形貯蓄解約依頼書 1通
- (2) 財形年金貯蓄の場合
 - イ 財形年金貯蓄解約申込書 1通

- ロ 財形年金貯蓄解約依頼書 1通
- ハ 財形非課税年金貯蓄廃止申告書 2通

(3) 財形住宅貯蓄の場合

- イ 財形住宅貯蓄解約申込書 1通
- ロ 財形住宅貯蓄解約依頼書 1通
- ハ 財形非課税住宅貯蓄廃止申告書 2通

(退職等に関する通知)

第13条 学校人事課は、貯蓄者が死亡、退職その他の理由により預け入れるべき金額を給与から控除できなくなったとき、又は所属の異動があったときに、幹事金融機関を經由して取扱金融機関に通知する。この場合において、給与から控除することができない貯蓄者のその後の処理は、取扱金融機関が行うものとする。

(財形貯蓄契約証、財形年金貯蓄契約証及び財形住宅貯蓄契約証等の送付)

第14条 財形貯蓄契約証、財形年金貯蓄契約証及び財形住宅貯蓄契約証並びに預貯金の残高報告書は、取扱金融機関が直接当該貯蓄者に送付するものとする。

なお、取扱金融機関は、学校人事課が預貯金の残高報告書を請求したときは、幹事金融機関を經由してすみやかに提出しなければならない。

(報告書の提出)

第15条 幹事金融機関は、取扱金融機関から貯蓄者の残高報告を取りまとめ、毎年2回、3月及び9月末日現在の状況を翌月中に学校人事課に提出するものとする。

(書類の保存)

第16条 財形貯蓄等に関する書類の保存は、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第3条第6項に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 財形貯蓄控除預入等依頼書、財形年金貯蓄控除預入等依頼書及び財形住宅貯蓄控除預入等依頼書関係書類
貯蓄者の契約期間の終了年までとする。
- (2) 残高一覧報告書
処理の終わった日の属する年の翌年から3年間とする。
- (3) 財形貯蓄控除明細、財形年金貯蓄控除明細及び財形住宅貯蓄控除明細
処理の終わった日の属する年の翌年から3年間とする。
- (4) 金融機関との覚書
永久

(財形貯蓄等の関係の用紙)

第17条 この財形貯蓄等に関する諸用紙は、取扱金融機関が印刷したものを使用するものとする。

(募集要領)

第18条 財形貯蓄等の募集要領は、別に定める。

附 則 (平成5年7月2日教育長決裁)

この要領は、平成5年7月2日から施行し、改正後の沖縄県教育委員会の財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄事務取扱要領の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月25日教育長決裁)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。